

静かな夜と平和な空を返せ

付録

横田・基地被害をなくす会 NEWS/No.70
横田基地公害訴訟原告団 NEWS/No.16

横田・基地被害をなくす会と原告団の合同発行
2026年2月9日

パラシュート訓練基地外落下事故相次ぐ



本文でも触れましたが、人員降下訓練時の事故がまたも起きました。

今までの基地外落下事故をまとめると、左の図と解説のようになります。

これ以外にも、物資投下訓練で、投下用砂袋が町田市内や立川市の隣接地域、大きな荷物の投下時にパラシュートのひもが切れて基地内に落ちるといった事故がありましたが、今回は、横田基地周辺での人員降下訓練時の事故に絞りました。

- ① 2013年8月：IHI 瑞穂工場に兵士落下
- ② 2018年4月：羽村第3中に誘導傘落下
- ③ 2019年1月：基地南にパラシュート部品落下
- ④ 2020年7月：立川の都水道用地と寺院境内に主パラシュートと部品落下
- ⑤ 2020年7月：福生市駐輪場横に降下兵の兵装

- の一部（足ひれ）落下
- ⑥ 2025年11月：羽村市川崎1丁目に兵士落下、同時に羽村市神明台に同兵士の誘導傘落下
- ⑦ 2025年11月：福生市熊川児童館に主パラシュート（無断回収～事後発覚）と誘導傘落下

一横田基地公害訴訟第 10 回弁論（12 月 1 日）報告一

日米合同委員会合意について

昨年 12 月 1 日に行われた第 10 回弁論の原告側（弁護団）主張内容です。原稿は、馬場先生にお書きいただいたものです。

なお、この法廷では、11 月 18 日に起きたパラシュート降下訓練時に、降下兵が基地外の羽村市川崎に到着したことに触れ、危険な訓練が横田基地で行われていることを裁判所に知らせました。～残念ながら、この時点では 11 月 20 日の主パラシュートと誘導傘の基地外落下事故（福生市熊川児童館）は明らかになっていませんでした。



かれるようです。

すなわち、日米地位協定や騒音に関して、少なくとも 1 か月に 2～3 回は、協議する場があるということです。

1 今回の原告第 12 準備書面では、「日米合同委員会合意」について主張しています。

2 日米地位協定第 25 条第 1 項は、日米地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置するとしています。

日米地位協定の実施に関して相互間の「協議を必要とする全ての事項」が協議対象ですので、その内容は広範囲に及びます。

例えば、「米軍の使用が許される施設／区域に係る事項」「訓練に係る事項」「騒音に係る事項」「航空交通管制に係る事項」「在日米軍の事件／事故発生時における手続に係る事項」などです。

本件の甲 A3-1 でも提出しているとおり、外務省ホームページには、日米合同委員会合意が掲載されています。しかし、日米が公表に合意したものしか掲載されませんので、一部に過ぎず、その全容は明らかではありません。

3 日米合同委員会については、報道されることも少なく、その実態は不明なところも多いです。今回、甲 A77 として提出しているジャーナリストの吉田敏浩氏の書籍「日米合同委員会の研究」によると、現在は、定期的に隔週木曜日午前 11 時から本会議が開催されており、その他、日米いずれかの代表の要請により、臨時の会合も開

4 日米合同委員会合意は、その手続や過程の不透明性から「密約」とも揶揄されます。

そのような密約が、そもそも効力を持ちうるのかという点に疑義がないではありませんが、被告は、当然、これを有効なものとして捉え、例えば、本件訴訟においても、昭和 39 年日米合同委員会合意による「騒音軽減に関する規制措置」、平成 5 年 11 月日米合同委員会合意による「規制措置の強化」は、音源対策に準じるものだと主張しています（被告準備書面(3)）。

5 被告（国）の考え方については、外務省が昭和 58(1983) 年 12 月に作成した機密文書である「日米地位協定の考え方増補版」（甲 C1-1～6）が参考になります。

これは、当初、昭和 48 年 4 月に作成され、昭和 58 年 12 月に補加筆されたものです。地位協定の法律的側面についての政府としての考え方を総合的にとりまとめた執務上の基本的資料として重用されているものとされています。

その中で、日米地位協定の通常の利用に関連する事項に関する合同委員会の決定（合同委員会の合意事項）は、「実施細目として、日米両政府を拘束する」と記載されています。

6 過去の国会答弁を見ると、①昭和 49(1974) 年 2 月 20 日の大平正芳外務大臣答弁（甲 A78）は、「a. 既に国会の承認を経た条約や国内法の

範囲内で実施し得る国際約束」「b. 既に国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束」は、憲法 73 条 1 号の「条約を締結すること」には該当せず、憲法 73 条 2 号の「外交関係を処理すること」に該当し、国会の承認を要しない「行政取極」であるとしています。

そして、それを前提に、②昭和 61(1986)年 10 月 30 日の岡本行夫外務省北米局長答弁(甲 A79)において、日米合同委員会合意は、地位協定の実施細目の性格を有しており、日本と米国の間で交わされている国際約束であるから、米側にはこの合意の遵守義務があるとされています。最近では、令和 4(2022)年 3 月 10 日の市川恵一外務省北米局長答弁(甲 A80)において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の騒音規制措置に係る日米合同委員会合意について、両政府はこれに沿った実施、運用、解釈を行うということが想定されているとしています。

7 いずれにしても、日米合同委員会は、国際約束(憲法 73 条 2 号)であり、合意には法的拘束力があって、これに従う義務があると理解しているということです。

そして、このことは、米国も同じ理解です。それは、在日米軍司令部の内部文書である平成 14

(2002)年 7 月 31 日付け「JOINT COMMITTEE AND SUBCOMMITTEES」(甲 A81-1 ~ 2)にも「3.9. Agreements reached by the Joint Committee are **binding** upon the US and Japan and will be recorded in the official minutes of the Joint Committee.」(=合同委員会で達成された合意は、日米両国を**拘束する**ものであり、合同委員会の公式議事録に記録される。)と記載されていることから分かります。

8 本件において、原告らは、請求の趣旨第 4 項において、日米合同委員会合意違反の飛行の差止めを求めています。

この点、被告は、他の飛行の差止めと同様、条約及びこれに基づく国内法令に特段の定めがない限り、米軍の本件飛行場の管理運営の権限を制約したり、その活動を制限し得ないといわゆる「第三者行為論」の主張を展開しています。

しかし、日米安全保障条約に基づき日米地位協定が締結され、日米地位協定に基づき日米安

全合同委員会が設置され、日米合同委員会合意がなされています。

当該合意は、日米両政府を拘束し、双方が法的義務を負うことはこれまで述べてきたとおりです。

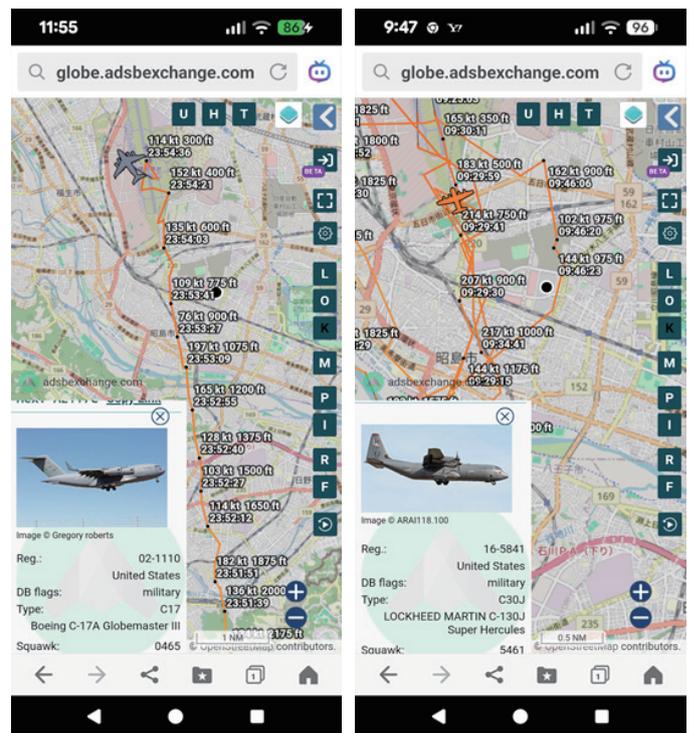
端的に当該合意の履行を求める場面といえます。

9 被告が、日米合同委員会合意は日米両政府を拘束すると考えていながら、また、本件訴訟においては、音源対策に準じるものとして、日米合同委員会合意による騒音規制を主張しているが、その日米合同委員会合意の内容であっても、米軍の活動を制限し得ないと主張しているのは背理です。

請求の趣旨第 4 項で主張している高度規制等のほか、平成 5 年 11 月日米合同委員会合意で定められている 22 時から翌 6 時までの夜間飛行制限等も守られていないのが実態ですが、これは活動の制限がされるというのが当然の前提であって、今の実態は、米国の国際約束違反であり、また、合意を遵守させない被告の怠慢です。

少なくとも、請求の趣旨第 4 項については、いわゆる「第三者行為論」が適用されるものではありません。

◇日米合意違反の例(ADS-B Exchange による)



2026年2月1日:夜間23時 2026年2月2日:C-130による
55分大型輸送機C-17着陸。 海拔1500ft以下飛行。

横田基地飛行状況 アンケートにご協力ください



上記アンケートにご協力ください。スマホをお持ちの方だと便利な機能です。

右上のQRコードを読み取り、簡単な質問に答える～動画や画像を送ることで、弁護団に被害状況を直接知らせることができます。積極的にご利用くださるようお願いいたします。

アンケートは、①名前を書く、②観測地点を選ぶ、

横田基地公害訴訟原告団 事務局

③観測日を選ぶ、④観測時間帯を選ぶ、⑤飛行した航空機の機種を選ぶ、⑥観測映像・動画や静止画像を（複数）添付する～スマホに保存した画像や動画が便利です。⑦被害状況等を自由記述で書き込む～送付する

といった順で回答できるようになっています。

主な横田基地の状況（*）周辺市町の動き（○）・原告団・なくす会の活動（2025/11/10～）

日付	できごと	
(2025年)		
11/18	降下訓練で、兵士が羽村市川崎に降着。誘導傘は羽村市神明台に落下	*
11/20	降下訓練で、切り離れた主降下傘と誘導傘が福生市熊川児童館に落下	*
11/28	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会、正月三が日の飛行停止要請	○
12/1	第75回横田基地ゲート前 Standing	
12/7	戦闘攻撃機 F/A-18C 3機飛来	*
12/15	あきる野市～日野市～青梅市との情報交換・要請行動	
12/16	弁護団・原告団会議	
12/16	立川市～八王子市との情報交換・要請行動	
12/23	福生市～瑞穂町～武蔵村山市との情報交換・要請行動	
12/24	昭島市との情報交換・要請行動	
12/25	日の出町～羽村市との情報交換・要請行動	
(2026年)		
1/1	第76回横田基地ゲート前 Standing	
1/4	午前0時40分頃、飲酒運転の横田基地所属隊員が駐車場フェンス破損	*
1/8	オスプレイ東日本連絡会・ZOOM会議	
1/10	オスプレイ連絡会・昭島駅頭署名～代表者会議	

日付	できごと	
1/12	なくす会・原告団役員会議	
1/19	横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会、国に「横田基地対策に関する要望書」提出	○
1/28	あきる野市T宅に騒音測定機器設置	
1/29	弁護団・原告団会議	
1/31	日野市H宅・S宅に騒音測定機器設置	
2/1	第77回横田基地ゲート前 Standing	
2/3	オスプレイ東日本連絡会・ZOOM会議	
2/9	なくす会・原告団役員会議とNEWS発送作業	
(今後の予定)		
2/16	あきる野市T宅の騒音測定機器撤去	
2/21	日野市H宅・S宅の騒音測定機器撤去	
3/1	第78回横田基地ゲート前 Standing	
3/8	オスプレイ連絡会・福生駅頭署名とアピール、代表者会議	
3/16	14時～第11回弁論・東京地裁立川支部	
4/1	第79回横田基地ゲート前 Standing	
5/1	第80回横田基地ゲート前 Standing	
6/1	第81回横田基地ゲート前 Standing	
6/1	14時～第12回弁論・東京地裁立川支部	
9/14	14時～第13回弁論・東京地裁立川支部	
9/27	オスプレイ反対集会とデモ（オスプレイ連絡会）	